

Q.いろいろな施設がありますが、どのように選べば良いですか。

A.施設への見学をお勧めしております。

ご自宅や通勤経路からの利便性や教育・保育方針、園の雰囲気、利用料金等を確認してください。お子様同伴のうえ見学をお勧めいたします。また、アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に配慮が必要な場合は、安全な保育を実施するために事前に施設へお伝えください。見学は、保護者の方から直接施設へ連絡を行っていただいております。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kokanri/benrityou.html>
【鹿屋市パパ・ママ・子どもの便利帳「07 保育所・認定こども園・幼稚園」】



Q.認定こども園の1号認定、2号認定はどのような違いがありますか。

A.開所時間、長期休暇（夏休み）等が異なります。

詳細は施設にお尋ねください。

認定区分	平日	開所時間	長期休暇
1号認定	月～金	4時間程度+預かり保育	設定あり
2号認定	月～土	8、11時間	なし



Q.「1～3号認定」と「新1～3号認定」は何が違うのでしょうか。

A.認定とは、給付費を受けるために必要なものであり、認定によって給付費が異なります。

※給付費は市から利用施設へ支給します。（法定代理受領）

認定区分	給付費の内容
子どものための教育・保育給付認定(1～3号認定)	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を利用する際に必要な費用（公定価格）を支給する。 【保育所等を利用する際に必要な費用（公定価格）】
子育てのための施設等利用給付認定(新1～3号認定)	未移行幼稚園、認可外保育施設、認定こども園及び幼稚園の預かり保育等を実際に利用した費用のうち上限額までを支給する。

Q.認定を受けたいのですが、必要書類が揃っていません。いつから認定が可能ですか。

A.すべての書類が不備なく揃い、市が受け付けた日から認定します。

書類に不備がある場合は受付ができません。必要書類を揃えてから提出してください。また、受付日より遡って認定することは、原則できませんのでご了承ください。なお、就労証明書は、就労予定日を記載していただくことが可能ですので就労先へご相談ください。

Q.きょうだいで同時に保育施設を利用しますが、変更届や添付書類は子どもの人数分必要ですか。

A.変更届、添付書類は1部で構いません。

申込書類及び現況届については、お子様おひとりずつの提出を依頼しておりますが、変更届や添付書類は世帯で1部で構いません。